第Ｂ・十二条　ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、それだけでは反競争的とはみなされない。ただし、当該義務については、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で運用され、かつ、当該各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要な範囲を超えて負担とならないことを条件とする。

第Ｂ・十三条　免許

1　公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供のために免許、特許、許可、登録その他の種類の承認が必要とされる場合には、各締約国は、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a)　免許その他の承認に係る全ての基準及び手続並びに免許、特許、許可、登録その他の種類の承認の申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間

(b)　当該各締約国が付与する個別の免許、特許、許可、登録その他の種類の承認の条件

2　締約国の権限のある当局は、申請に係る決定を行った後不当に遅滞することなく、申請者に申請の結果を通知する。当該締約国の権限のある当局は、免許、特許、許可、登録その他の種類の承認の申請を拒否する決定を行った場合において、申請者の要請があったときは、その拒否の理由を当該申請者に通知する。

第Ｂ・十四条　希少な資源の分配及び利用

1　各締約国は、電気通信に関連する希少な資源（周波数及び番号を含む。）の分配及び利用に係る手続を客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。

2　各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3　スペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する締約国の措置自体は、第五十・十七条の規定に反するものではない。このため、各締約国は、スペクトル及び周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数を制限する効果を有するものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、各締約国が当該権利を第六章の他の規定に適合する態様で行使することを条件とする。当該権利には、その時点及び将来における必要性並びにスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配することができることを含む。

第Ｂ・十五条　透明性

各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用に影響を及ぼす条件に関する情報が公に利用可能であることを確保する。当該情報には、料金その他のサービスの条件、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスとの技術的インタフェースの仕様、当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成及び採択について責任を負う機関に関する情報、端末その他の機器の接続に適用される条件並びに届出、許可、登録又は免許の要件（該当する場合に限る。）を含む。

第Ｂ・十六条　紛争解決

1　各締約国は、他の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者がこの附属書の下で生ずる紛争を当該各締約国の法令に従って解決するため、当該各締約国の電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関を適時に利用することができることを確保する。

2　各締約国は、自国の法令に従い、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であって当該各締約国の関係する電気通信規制機関の決定に不服を有するものが、当該決定の再検討を当該電気通信規制機関に申し立てることができることを確保する。いずれの締約国も、適当な当局が当該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、その申立てを行ったことを当該電気通信規制機関の決定を遵守しないことの理由とすることを認めてはならない。

3　各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であって関係する電気通信規制機関の最終的な決定に不服を有するものが、当該各締約国の法令に従って当該決定についての審査を受けることができることを確保する。

第Ｂ・十七条　国際機関との関係

全締約国は、電気通信網及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認識し、並びに関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該国際的標準を推進することを約束する。

第Ｂ・十八条　経過措置

締約国は、各締約国の異なる発展段階に留意し、及びサービス貿易一般協定に基づく各締約国の約束に留意して、経過措置に関する第六章の附属書Ｂの付録に定めるところにより次に掲げる各条の規定の適用を延期することができる。

(a)　第Ｂ・五条　競争条件の確保のためのセーフガード

(b)　第Ｂ・七条　再販売

(c)　第Ｂ・八条　相互接続

(d)　第Ｂ・九条　専用回線によるサービスの提供及び価格の決定

(e)　第Ｂ・十条　コロケーション

(f)　第Ｂ・十一条　独立の電気通信規制機関

(g)　第Ｂ・十三条　免許

(h)　第Ｂ・十四条　希少な資源の分配及び利用

経過措置に関する第六章の附属書Ｂの付録

締約国		カンボジア王国	インドネシア共和国
第Ｂ・五条	競争条件の確保のためのセーフガード	電気通信に関する法令が効力を生ずる日から三年以内にこの規定を適用することを約束する。	なし
第Ｂ・七条	再販売	電気通信に関する法令が効力を生ずる日から三年以内にこの規定を適用することを約束する。	この条に規定する義務を電気通信に関する新たな法律に反映して五年をかけて経過した後に適用することを約束する。
第Ｂ・八条	相互接続	電気通信に関する法令が効力を生ずる日から三年以内にこの規定を適用することを約束する。	なし
第Ｂ・九条	専用回線によるサービス及び価格の決定	電気通信に関する法令が効力を生ずる日から三年以内にこの規定を適用することを約束する。	この条に規定する義務を電気通信に関する新たな法律に反映して五年をかけて経過した後に適用することを約束する。
第Ｂ・十条	コロケーション	電気通信に関する法令が効力を生ずる日から三年以内にこの規定を適用することを約束する。	この条に規定する義務を電気通信に関する新たな法律に反映して五年をかけて経過した後に適用することを約束する。
第Ｂ・十一条	独立の電気通信規制機関	電気通信に関する法令が効力を生じた後速やかにこの規定を適用することを約束する。	なし
第Ｂ・十三条	免許	電気通信に関する法令が効力を生じた後速やかにこの規定を適用することを約束する。	なし
第Ｂ・十四条	希少な資源の分配及び利用	電気通信に関する法令及び無線通信に関する法律に関する法令が効力を生ずる日から三年以内にこの規定を適用することを約束する。	なし